

Ⅲ-1-⑦ 京都議定書、パリ協定、グラスゴー気候合意の比較

COPの変遷

	京都議定書	パリ協定	グラスゴー気候合意
合意年	1997年	2015年	2021年
目標の決定	削減目標は政府間交渉で決定(トップダウン方式)	削減目標を各国が自ら決定(ボトムアップ方式)	1.5°Cの温暖化に向け、必要に応じ削減目標を再検討(ボトムアップ方式)
目標	参加38カ国による調整を行う	温暖化は、2°Cを下回る水準を維持し、1.5°Cに抑える努力をする	温暖化は、1.5°Cとする努力を追求する
運用のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 先進国にCO2排出削減の義務が発生。罰則もある 発展途上国のCO2排出削減の義務はない 	<ul style="list-style-type: none"> 196カ国・地域に温室効果ガス削減目標の策定とその報告を義務付け ただし、目標達成の義務・罰則はない 	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化1.5°Cに抑える努力を追求すると明記された 排出削減対策が取られていない石炭火力の段階的に削減する 途上国への資金支援のを強化する 温暖化ガス排出量の取引ルールの合意があった
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地球規模の問題であるにもかかわらず、参加国が限定的で、かつ、削減が罰則付きと厳しい内容となった 	<ul style="list-style-type: none"> 全参加国・地域の合意は、国連史上画期的ではあるが、目標達成へ動き出す知恵が求められた 	<ul style="list-style-type: none"> 各国とも、社会システムの変革を含めた大胆な対応が必要とされるため、何をどう実行に移すかが大きな課題である
その他		<ul style="list-style-type: none"> この合意プロセスでは、日本提案によるボトムアップが効果的だったと評価されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 石炭火力は、主催国の英国が最後まで廃止を主張したが、段階的削減として最終的に合意した

出典: 外務省資料
 (気候変動に関する国際枠組み)
 経産省資料1 経産省資料2
 (あらためて振り返る「COP26」)
 SDGs Action